

法 人 各 位

高知市介護保険課長 宮 本 福 一

## 介護事故報告書について

日頃は、本市の介護保険事業の健全な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、介護保険サービス事業所は、「高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等により、サービス提供中に利用者に対する介護事故等が発生した場合、市町村等に報告することとされていますが、当該介護報告書の記載について、本市より以下の項目について、確認・修正等を依頼するケースが多々見受けられます。

つきましては、以下の項目にご留意の上、報告くださいますよう、貴法人の本市利用者が利用又は入所している介護サービス事業所、施設への周知徹底をお願いします。

### 1 与薬事故について

薬を服用又は塗布等行うことは直接利用者の体に影響を及ぼすものであり、誤薬や与薬抜かり等は、利用者の命に関わる重大事故に繋がる恐れがあります。

与薬事故が起きた際には、事故後の利用者への対応について必ず主治医に確認し、指示内容や対応について介護事故報告書にも記載してください。

### 2 損害賠償等の説明について

介護事故報告書（発生後）の⑩（損害賠償等の説明の有・無）については、損害賠償の支払いの有無についてではなく、事業所から利用者及び家族等への損害賠償等の説明の有無について、該当するものに○をしてください。

<有の場合>

- ・ 事業所が利用者及び家族等に行った損害賠償等の説明の「有」に○をしてください。

<無の場合>

- ・ 事業所が利用者及び家族等に行った損害賠償等の説明の「無」に○をしてください。

※介護事故に関する損害賠償等については、事業所が利用者及び家族等に損害賠償等の制度について説明する責任があります。制度の説明は最初の利用契約時に運営規程等で説明を行っていることとは思いますが、事業所及び利用者・家族等が共通認識を持てるよう、事故発生時においても、その都度説明を行ってください。

なお、「利用者に賠償すべき怪我がない」や「明らかに事業所側に過失がないと判断し、説明を行わなかった場合は「無」に○をしてください。

### 3 その他

- ・ 事故報告書で記載ミス等の訂正を行う場合には、修正液・担当者個人の訂正印等での訂正は認められません。  
※訂正は、二重線を引いた後、介護事故報告書に押印する法人代表者印を押印してください。
- ・ 「消えるボールペン」で介護事故報告書を記載し、提出された事例がありますが、「鉛筆」「消えるボールペン」等修正可能なもので記載された介護事故報告書は受理できません。
- ・ 介護事故報告書を提出する際のチェック表を送付いたしますのでご活用ください。

この通知文及びチェックリストは、高知市介護保険課ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/24/jikotuti-2703.html>

また、介護事故報告書様式等の一部が変更となりましたので、高知市介護保険課ホームページにて確認をお願いします。